

社会倫理研究所NEWSLETTER

社会倫理研究所ニューズレター

第20号 | 2006年10月・11月・12月

■CONTENTS | 記事 | 社倫研ニュース | 懇話会オンライン | 懇話会報告1 | 懇話会報告2 | 不定期連載 あんな本・こんな本 |

【学界展望】第18回日本生命倫理学会年次大会

奥田太郎 (社会倫理研究所第一種研究所員)

本年11月11日(土)から12日(日)の二日間にあたり岡山大学にて第18回日本生命倫理学会年次大会が開催され、私も会員として参加した。今大会の統一テーマは「生命倫理に何ができるか」であり、そのテーマに相応しく、たくさんのワークショップとシンポジウムが行われた。テーマのみ列挙すると、シンポジウムとして、「戦争・テロは生命倫理の課題か」「医療はビジネスか」「エンハンスメントと人間社会」の三本、ワークショップとして、「ハンセン病と生命倫理」「医療アクセスへの経済的障害」「延命治療の中止について」「「メタ・バイオエシックス」の構築に向けて」「脳神経倫理学(ニューロエシックス)への招待」「医療倫理学における倫理教育とは」の七本である。これらのうち私は今回、三本のシンポジウムすべて、および、二本のワークショップ(「ハンセン病と生命倫理」「「メタ・バイオエシックス」の構築に向けて」)に参加した。本学会は、国内最大規模の学際的な生命倫理関連学会であり、そこにおいてどのような問題がどのように論じられているのかを見ることで、日本の生命倫理学のトレンドの一端を知ることができると言ってもよいだろう。今回私が参加したシンポジウムとワークショップについて手短かに紹介して、日本の生命倫理学の現況の一側面をお伝えできればと思う。

まず、もっとも大風呂敷を広げたテーマと思われる「戦争・テロは生命倫理の課題か」と題されたシンポジウムについて紹介しよう。提題者は、品川信良氏(医学)、加藤尚武氏(倫理学)、町田宗鳳氏(宗教学)、木村利人氏(バイオエシックス)の四名であった。品川氏は医師の立場からこれまでの戦争やテロと医療のかかわりを振り返り、犠牲者の治療、戦争に行ける／行けないの選別作業、生物化学兵器の開発・対策に医師や医学者が深くかかわってきたことから、生命倫理の問題圏の中で戦争を考える必要性は明白である、と述べた。続いて加藤氏は、現代の戦争が宗教間の対立を口実に遂行されているという認識のもとに、「自己の宗教的な信念を世俗法によって他人に強制してはならな

い」という17世紀のピエール・ベール以来の「聖俗二元論型寛容律」が通用しなくなっている状況を指摘し、そうした状況下で「大きな生命のために小さな生命をかけて戦うことは生命本来の姿の実現となる」というヘーゲルの思想が戦争肯定論に接続される危険性に言及しながら、新たな寛容律の必要性を説いた。また町田氏は、近代以降の「個」の君臨に警鐘を発し、喪失された生命感覚、ホリスティックな生命観、永遠のいのちに対する畏敬の念等を取り戻す必要性を説いて、生命倫理の今後の展望として、異なる背景をもつ人間同士が深く共感できる生命的価値を模索しなければならないと主張した。最後に木村氏は、ベトナム戦争の深刻な影響を知るに及び東南アジアの比較法研究からバイオエシックスへと専門を移した自身の経験を踏まえた上で、バイオエシックスのルーツが、反戦・反暴力・生命の尊厳と人権の尊重を求めて「いのち」を考える「運動」であることを喚起した。

提題者四名の議論がかみ合うことはほとんどなかったが、強いてそこに共通した論点をみいだすとすれば、戦争に医師が深く関わってきたという品川氏の指摘と、新兵器の使用による人体への影響を調査する医学研究がさらに新しい兵器の開発を下支えするという医学研究と戦争の癒着を批判する木村氏の主張の双方に、ニュルンベルク綱領とヘルシンキ宣言以降も問われ続けなければならない、戦争と生命倫理という問題圏の存在を看取することができるだろう。また、加藤氏と町田氏の間には、個と全体に関わる生命観、および、特定の生命観のもつ戦争への含意などについて見解の相違をみいだすこともでき、広い意味での「生命」倫理の問題として戦争を論じる可能性が示唆されているとも言えよう。いずれにせよ、大会の顔となる初日冒頭という時間枠の中でこのような野心的なテーマを(空中分解寸前の内容であったとしても)論じようとする学会運営姿勢に、日本の生命倫理学の潜在力を感じたいところである。

シンポジウム「医療はビジネスか」では、別の意味でスリリングなやりとりを見ることができた。ここでの提題者は檜則章氏(倫理学)、菅波茂氏(医学)、勝村久司氏(医療情報の公開・開示を求める市民の会)、植松治雄氏(日本医師会)、八代尚宏氏(経済学)の五名であった。市場での競争を通じて消費者・患者への質の高い医療提供が可能となる、という立場から一定程度の医療のビジネス化を支持する経済学者の八代氏と、医療ニーズに対応した医療資源の配分の実現、買い手の失敗回避、国民皆保険制度の維持等を理由として医療のビジネス化に強く反対する医師の植松氏との間で激しく火花が散り、そこへ人道支援活動の実践者である菅波氏が、米国の保険会社による競争名目での日本上陸作戦を危惧する発言で切り込む、という緊張感に満ちた展開となった。その状況に対して、医療過誤の原因としての経済優先主義と隠蔽体質を批判する市民運動家の勝村氏が真摯に患者の目線から語り、プロフェッションとしての医療という切り口から医療のビジネス化の問題を整理した倫理学者の檜氏がさりげなく論争の火に油を注いでいた。今回私が参加したもののうち、このシンポジウムでのディスコミュニケーションが最も興味深かった。提題者の誰もが「患者のために」という基本認識をもっているにもかかわらず、まともに議論が成立していない。おそらくこの事態は企画の失敗と捉えられるべきではなく、むしろこのズレそのものをもどかしく感じ取ることこそ本シンポジウムの真価があったのではないかと思う。そのズレを小さくしてゆく作業を今後も本学会

のワークショップという形で継続していくべきであろう。

それと対照的にまとまりがあったのは、ワークショップ「ハンセン病と生命倫理」であった。提題者は、牧野正直氏(国立療養所邑久光明園)、宇佐美治氏(長島愛生園)、近藤剛氏(岡山弁護士会)、宮坂道夫氏(生命倫理学)の四名であり、牧野氏がハンセン病とは何かについて手際よく概説し、宇佐美氏が自らの体験を語り、近藤氏がハンセン病をめぐる社会問題のこれまでとこれからを詳細に説明し、最後に宮坂氏が生命倫理学者としてハンセン病を論じようと試みる、という明確な流れで議論が進行した。とりわけ、倫理学を専門とする私にとっては、宮坂氏が提起した「生命倫理学はどのようにハンセン病問題を論じることができるか」という問いかけが強く印象に残った。

最後に、哲学系の研究者によるワークショップとシンポジウムを一つずつ紹介しよう。「メタ・バイオエシックス」の構築に向けて」と題されたワークショップでは、小松美彦氏(科学史・生命倫理学)がオーガナイザーを努め、提題者として、金森修氏(科学思想史・生命倫理学)、中島理暁氏(医療社会学・生命倫理学)、田中智彦氏(医療思想・政治思想)の三名が報告を行った。全体の方向性としては、ここ30年の間に制度化された生命倫理学それ自体を歴史的対象として検討する試みである。金森氏は、米国ヘイスティングス・センター創立者の一人ダニエル・キャラハンの著作を主要著作を丁寧に紹介することを通じて、米国における生命倫理学の問いの立てられ方の一類型を提示した。中島氏は、米国に置ける各種「倫理委員会」の歴史的検討を行い、米国の各種「倫理委員会」が機能不全に陥っている様子を指摘して、今後は日本の「倫理委員会」前史以降の歴史的検討が必要であると述べた。田中氏は、米国のバイオエシックスが日本に「輸入」される前後(60年代、70年代、80年代)の日本における医学、生命科学、バイオテクノロジーをめぐる言説の変遷を掘り起こし、日本における生命倫理と政治・経済の相互関係について論じた。このワークショップでは、「生命倫理に何ができるか」という大会テーマに対して挑発的に、「生命倫理学は今まで何をやってきたのか」を問うことの重要性が訴えられていた。この訴えそのものは至極真つ当なものであると思われる。ただし、その取り組みを「メタ」と言うところには不満を覚えなくはない。「メタ」として紡がれた言説はどのようにバイオエシックスに響きうるのか。この種の言説が制度側に取り込まれたときには、さらなる「メタ」の地平へと滑り出るつもりなのだろうか。こうした重要な取り組みは、生命倫理学の枠組みの内側から外へと食い破っていくようなものでなければ、有効たりえないのではないかという疑問が残った。もちろん日本生命倫理学会という学会でこのワークショップが行われたことは、その要件を実践的には満たしているのだが。

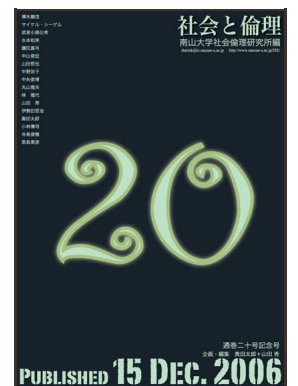
シンポジウム「エンハンスメントと人間社会」では、伊吹友秀氏(医療倫理学)、倉持武氏(哲学)、篠原駿一郎氏(哲学)、金森修氏(科学思想史・生命倫理学)の四名が報告した。伊吹氏は、これまでのエンハンスメントをめぐる議論を整理しながらエンハンスメントに対する倫理的懸念を分析し、それが医療的介入一般に対する不安にすぎないのではないかと論じた。倉持氏は、昨今の経団連や厚労省、文科省の指針や動向を具体的にたどって、自主性・主体性・創造性・自己責任を謳う現代社会の状況が理念としてのエ

ンハンスメントを補強している様子を剔出し、新たな「自然状態」の到来を示唆した。篠原氏は、自然に基づく人生の崩壊、主体性と自由の喪失、文化の多様性の喪失、社会制度の根幹への揺さぶりなど、エンハンスメントなるものに対する一般的な拒否反応を列挙した。金森氏は、ゾーエーに対するビオス、とりわけ「人・ビオス」が、技術や知識によって危機を乗り越えようとし、そうした知識群によって人体の物質的様式を変化させていく「装甲」欲望をもつ、と論じ、エンハンスメントへの欲望をその延長線上に捉え、その方向での暴走を抑止する文化的・社会的装置の構築が複雑で注意を要するものであると論じた。このシンポジウムには、エンハンスメントに対するアレルギー反応的な論調とは一線を画する報告がいくつか含まれており、このテーマに関する哲学的検討の深まりを感じさせた。しかしながら他方で、今回の提題者が全員哲学系の研究者であることに物足りなさを覚えた。今後、将来的にエンハンスメントに携わりそうな科学者やエンジニアとの共同研究としてこのテーマの掘り下げが行われることを期待したい。

以上、私が参加したシンポジウムとワークショップを簡単に紹介したわけだが、全体的な印象として、海外の研究を輸入するのではなく、日本および国際社会において重要視されている諸問題についての同時代的な検討が行われていると感じた。倫理学者の一人として、さまざまな領域のさまざまな立場の人々が雑居状態でひしめき合う日本生命倫理学会を活用していくことの必要性と可能性を再認識した二日間であった。

社倫研ニュース

研究所紀要『社会と倫理』が創刊以来通巻20号を数えることになり、去る12月15日、第20号を記念号として刊行致しました。今号では、社会倫理研究所のスタッフ(第一種研究所員、第二種研究所員、研究員、非常勤研究員)による論考を多数掲載することに致しました。さまざまなジャンルから倫理に触れる諸問題が論じられており、読み応えのある内容となっております。また、本年9月に開催された「公正と平和」研究プロジェクトの第一期集大成となるシンポジウム「誰のための国際秩序か？」での講演内容、および討論要録を収録することができました。収録内容の詳細、および、入手方法については、[刊行物のサイト](#)をご覧ください。



懇話会オンライン

今回は、立命館大学国際関係学部の君島東彦先生のご講演「[人道的危機への非暴力的介入—日本国憲法とNGO—](#)」をお届けいたします。

懇話会報告1

去る2006年9月30日(土)、南山大学名古屋キャンパスJ棟1階Pルームにて、2006年度第4回懇話会が開催されました。講師に桃山学院大学の谷口照三先生をお招きして、「責任経営の視座と組織倫理学—経営学の可能性を探る」というタイトルでご講演をいただきました。

谷口先生はまず、経営学の発展に関する背景説明をされました。「生産効率の増進」(1980年代から1960年代まで)から「人間と企業との良好な関係の構築」(1930年代以降)、更に「社会と企業との良好な関係の構築」(1970年代以降)と「地球環境と企業との良好な関係の構築」(1990年代以降)を経て、「事業の問題を核とする諸課題の重層化としてのCSR(Corporate Social Responsibility)経営の具現化」へと論題の移行が認められる、と谷口先生は整理します。



こうした導入の後、責任経営の理論化を見据えて、責任概念を再吟味して再構築することが試みられました。谷口先生は、責任概念を「応答可能性」として理解し、これによって、意思決定責任と結果責任、道徳的責任と法的責任、能動性と受動性を包括的に捉える観点が確保される、と論じます。応答可能性としての責任は、第一に、「感受性」と「能動性」の結合として捉えられ、第二に、それは「他者ないし環境に対する責任」であると同時に「自己に対する責任」でもあり、第三に、それは「過去に対する責任」であると同時に「将来に対する責任」である、とされます。これに「信念に対する責任」という考えを付け加えることによって、「レスポンシブル・スパイラル」という、いわば構造的な責任概念(責任構想)が提唱されることとなります。谷口先生によれば、このスパイラルの中で、「信念から感受性へ」「感受性から応答能力へ」「応答能力から信念へ」と循環して上昇していく「スパイラル・アップ」が起りうるものであり、これは行為的主体の存在のあり方として責任を捉えることでもあり、CSR経営は、まさにこの業に関わっているとも言えるのです。

こうした議論を受けて、「責任経営の学」としての経営学の視座を確立するために、「本格的な経営」を可能にする「行為主体的存在としての経営」又は「応答可能性を開いていく」経営が導入されます。谷口先生によれば、それは、山本安次郎氏の学説を発展させた試みであり、それを通じて、資本結合の目的のために事業や経営を含め他のすべてを手段化していく傾向のある「企業経営」から、本来社会性ないし公共性をもって社会のニーズに応答すべき「事業経営」への歴史的な大きな変遷を確認することができます。

「ニーズ」について谷口先生は、ニーズ(needs)とウォンツ(wants)の区別に言及し、ニーズは、何か欠けているという「欠乏感」であり、ウォンツは具体的な「欲求」である、と定めます。関連するが区別されるこの二語について、ニーズは対象の曖昧性が高く、推測されるものであり、間違いやすくもあり、これに対応するには柔軟性が必要です。他方、ウォンツは対象の明晰性が高く創り出されるものであり、不必要で好ましく

ないものの創出可能性も高く、これに対応するためには批判的能力が必要であると敷衍されるのです。この概念的な理解を前提にして経営の実情を眺めると、ニーズに応答しようとする態勢にある経営は「事業経営」に分類され、ウォンツに定位した経営は「企業経営」に分類されることとなります。

また、「責任経営の学」としての経営学を基礎づける概念的枠組に関する視座で欠かし得ないものが「『経営の公益性』の位相」です。谷口先生によれば、公益性と公共性とを併せて「社会性」であり、「公共性」は「人々に共通の手段であるものの状態」を指し、「公益性」はそのうちの「手段」に力点が置かれたものとされます。こうした認識を踏まえて、経営の公益性は次の三つの位相で考察されます。まず、(1)「理念としての公益性」は、ホワイトヘッド哲学に依拠することによって、【1】 to live、【2】 to live well、【3】 to live betterへと発展する姿で社会の発展を描き了解することができます。【1】はとにかく生きることです。やがて市場経済が発展を遂げて物資が豊富に流通して人々はより多くの経済的な価値を所有することになり、それによって【2】の実現がみられます。この【1】から【2】への転換は量的なものでしかありませんが、【2】から【3】への転換は質的なものであって、これに適合する責任経営を探求することがここでの課題である、と谷口先生は述べます。また、(2)「実践としての公益性」は、「理念としての公益性」を実現すべき実践であって、文字通り「協働活動」です。それは、経営に引き寄せて見ると「事業活動」であり、であるならば、社会的有用性を実現し、社会的損失を回避可能とすることこそ「事業」という「協働活動」の「公益性」であると帰結されます。谷口先生によれば、本来、事業とは社会の必要性に応じて成立するものなのです。そして、(3)これら二つの位相の公共性に連結していく手段が「過程としての公益性」であって、それは「パートナーシップないし組織化のための条件」とも表現されます。その内容として、内包性、感受性、公平性・平等性、自主性、公開性、経済性、バランス等が挙げられました。



これまで述べたような責任経営の「内実化」を図るためには「組織倫理」が注目されなければならない、と谷口先生は主張します。応用倫理学の一つとしての企業倫理学は、これまで個人を道徳主体として捉える一方で、組織自体の道徳的倫理的な位置づけを明らかにし得ておらず、また、構成員としての個人が倫理的であっても、組織、企業が倫理的な行動を取れるわけではないのです。そこで、組織そのものの倫理性、道徳性という問題

が取り上げられ、組織倫理の創造がなされなければならない、とされます。その場合、中核を成すものは「事業倫理」です。その内容は、社会的有用性と社会的損失の回避による価値創造です。又、事業倫理は、技術選択と安全確保を内容とする「技術倫理」を外郭として有しなければなりません。谷口先生によれば、技術倫理と事業倫理とはしっかり結合されなければならないのです。そして「理念」は確実に「実践」へと橋渡しされなければならないのです。それ故に、その橋渡しをするための条件、パートナーシップな

いし組織化のための条件を構成している「条件的な価値」を外郭として、それが「事業倫理」を包み込むことによって「組織倫理」が創造されなければならない、と谷口先生は語りました。

最後に、あらゆる組織は、それぞれのすべてのステークホルダーが自己の社会的責任を遂行できるような「場」として位置づけ直される必要がある、と谷口先生は指摘します。ステークホルダーは、単なる利害関係者ではなく、彼らが企業の実践する活動形態を問い続けることも必要です。その際、「事業活動」を、よりよい社会、共通の目指すべき人間社会、理想の人間社会を構築するためのパートナーシップであるというように、もっとも一般的なレベルで捉える必要があるのではないかと問題提起がなされました。これまで、「家庭経営」という「根源的経営」から派生してきた「企業という資本結合体」を中心とした「企業経営」が展開されてきたが、この「派生的経営」から新たな次元での「根源的経営」、即ち、よりよき生活のためのパートナーシップという意味を付加された「事業経営」という新たな段階での「根源的経営」へとスパイラル的に回帰していくこと、これが「責任経営の発展」の実相ではないのか、と述べられ、新しい「組織倫理的なパラダイム」が成立することの可能性と期待とが講演の纏めとして語られました。(文責 | 山田)

懇話会報告2

去る2006年10月18日(水)、南山大学名古屋キャンパスN棟3階会議室にて、2006年度第5回懇話会が開催されました。講師にNPO法人自立生活サポートセンター・もやいの湯浅誠先生をお招きして、「格差ではなく貧困の議論を」というタイトルでご講演をいただきました。

湯浅先生はまず、連帯保証人提供とアパートに入った後の生活相談を行う団体である「もやい」、および、野宿している人たちと一緒に仕事起こしをして失業の問題に取り組む便利屋「あうん」それぞれの活動について簡単に紹介し、その中で「人間関係の貧困も貧困である」という認識を得るに至った経験をいくつかの事例を通して説明しました。その事例に登場する人々は、20代、30代の若年層ホームレスであり、中には父親がホームレスというホームレス第二世代の人もある、ということでした。そうした若年層ホームレスの多くは、マンガ喫茶、サウナ、レストボックスなどで寝泊まりしており、彼らは野宿者ではないが紛れもなくホームレス(安定した住居に住んでいない人たち)である、と湯浅先生は指摘します。路上で寝ている人たちを目で確認して数えた厚生労働省のホームレス実態把握には、彼らは当然含まれていません。路上で寝ているわけではない生活困窮者、ホームレス状態の人が大勢いることは事実であり、ホームレス＝路上生活者という考えを改めなければ本当の問題は見えてこないのです。



若年層ホームレスに対して、若いのだから仕事はあるだろうと非難が浴びせられがちであることを受けて、湯浅先生は、「では、なぜそこまで彼らは追いつめられてしまうのか」と問いかけます。湯浅先生の分析によれば、それは、(1)教育課程からの排除、(2)企業福祉からの排除、(3)家族福祉からの排除、(4)公的福祉からの排除、(5)自分自身からの排除という「五重の排除」に由来するものとされます。たとえば、(1)早期に教育課程から外れてしまうと、(2)当然正規雇用には就けず、正社員としての雇用保険や社会保険、労働組合の共済といった労働の福祉から排除されることとなります。さらに(3)親も頼れない場合には、公的福祉に頼るしかありませんが、(4)そこでも「甘い」と言われて断れるのが現状なのです。そして、自分はダメな人間であると周囲から言われ、何より自分がそう思うようになり、(5)自分には生きている価値がないと感じてしまうことになるわけです。これらによって貧困が生まれるのです。



また、湯浅先生は、貧困を「溜め」のない状態と定義します。ここで言われる「溜め」とは、人を取り巻いているバリアのようなものであり、具体的には、貯金、家族・友人・同僚との関係、家、成功経験などを含みます(余談として、アマルティア・センのcapabilityは「溜め」に近い、とも言われました)。こうした「溜め」を十分持っている人の場合には外界の刺激がそれほど生活に影響せず、「溜め」が非常に小さくなってしまっている人の場合には深刻な事態に陥ってしまう傾向がある、と言われます。「溜め」が大きい人ほど自分一人で生きているような気になっており、貧困に陥っている人々に対して厳しい発言をしがちですが、「溜め」の小さい人に「体に悪いところがない

のだから働け」と叱責しても何も解決しないのです。「溜め」が見えていないことは貧困が見えていないことだ、と湯浅先生は指摘します。貧困は五重の排除に基づく「溜め」のない状態と捉えられねばならず、そう捉えなければまっとうに貧困を論じることはできないのです。

続いて、貧困が見えていない例が具体的に3つ挙げられました。たとえば、多重債務問題に関わる法律家は多重債務を解決すれば一件落着と考えがちですが、多重債務は貧困の現れの一つにすぎないため、貧困それ自体をなんとかしなければ繰り返され続けて何も解決しないのです。また、貧困を把握すべき政府にも貧困の本当の姿は見えておらず、また見ようともしていません。日本には公的貧困線(それを下回れば貧困だと認定される線)が存在せず、事実上、生活保護基準がその肩代わりをしているのですが、最低生活費について知っている人は少なく、日本の人々は貧困に鈍感です。自分の最低生活費を知らなければ自分が貧困かどうかわからないのに人々はそれを知らうとせず、政府も貧困の調査をしないのが現状である、と湯浅先生は述べます【もやいが提供しているエクセルによる最低生活費・生活保護費の自動計算ソフト

は、<http://www.moyai.net/documents/seiho-keisan.xls>からダウンロードできます】。さらに、マスコミも貧困が見えておらず、ある調査では、朝日新聞が1990年から2002年まで

の12年間で「貧困」というタイトルを掲げた記事350件のうちほとんどが海外の問題であり、国内の貧困については8件しかなかったそうです。昨今の「格差」の喧伝は、貧困を忌避する気持ちの現れではないか、と湯浅先生は指摘します。そんな中、貧困をきちんと見ているのはマーケットであり、「五重の排除」を受けた存在だからこそターゲットにできるというビジネス、すなわち、消費者金融、人材派遣会社、保証人ビジネスなどの「貧困ビジネス」が現在隆盛を極めていきます。

こうした現状を受けて湯浅先生は、格差よりもむしろ貧困を見るべきである、と主張し、貧困問題への対応方法として、包括的な生活保障と当事者のエンパワーメントを提示します。具体的には、貧困者たちの居場所をつくっていくこと、および、当事者同士の互助的なネットワークをつくっていくこと、これらを両輪として進めていくということです。当事者間の互助的ネットワーク構築は、「溜め」を回復するための取り組みです。最後に湯浅先生は、オルタナティブとは「負けない」ということであり、市場の負けが人生の負けを意味しないようにする必要がある、と述べ、「負けない」戦いの必要性を訴えました。(文責 | 奥田)

【不定期連載】

こんな本・あんな本 第12回

ヒルディ・カン著、桑畑優香訳『黒い傘の下で日本植民地に生きた韓国人の声』ブルース・インターアクションズ、2006年。
(Hildi Kang, *Under the Black Umbrella: Voices from Colonial Korea, 1910-1945*, Cornell University Press, 2001.)

歴史問題はかつてないほど多くの場で語られるようになってきた。歴史教科書、戦争責任論、追悼のあり方などが極めて政治的な問題となるのは、どのような形で歴史と向き合うかということが過去を解釈する行為であると同時に、現在の私たちのアイデンティティ形成の問題につながるからであろう。植民地の歴史認識は、日本、韓国、台湾などそれぞれの場で育てられていったのであり、異なる歴史観の間の対話が求められているのが現状である。韓国の例をとってみれば、近代化と植民地化の問題を取り上げる際に、帝国主義的な占領を行った統治者側・日本に対抗する動きに注目し、韓国側の抵抗的運動を過大評価する傾向があった。近年、そうした二分法的な歴史解釈のあり方に異議が唱えられるようになってきている一方で、かつて日本帝国支配に対する「抵抗者」が実は「協力者」であったという政治的な議論もなされた。

こうした中で、植民地体験をしたさまざまな人々の声にも目が向けられるようになっていく。『黒い傘の下で日本植民地に生きた韓国人の声』もそうした潮流を示す貴重な書物である。カリフォルニア大学バークレー校のコリア研究センタースカラーであるヒルディ・カンが、日本の植民地支配を体験した人々にインタビューし、生の声を伝えている。筆者も認めているように、インタビューの対象となっているのはサンフランシスコ



コ在住者がほとんどであるため、ここで掲載されている体験談が植民地支配への韓国人の反応すべてを表しているとは言えない。しかし、本書で訳出された当時の体験談は、リアリティをもって読者に迫ってくる。1919年の三・一独立運動においてデモの先頭に立ったことで、改名して逮捕を逃れようとした者、消防署で副署長を務めながら日本人署長のひいきのおかげで徴兵を免れた者、教会が閉鎖されることを恐れて神社参拝に行ったキリスト教信者、など、ここでは「協力者」と「抵抗者」の二分法では説明できない人々の存在が読み取れる。どの時代でもそうであるように、真実の物語は一つの物差しでくくることはできないということを、本書は如実に教えてくれる。

現在、歴史認識について議論される中で、こうした声に耳を傾けることがないまま日本の植民地支配をよい、悪い、のどちらかで決定づけようとする傾向があまりにも強い。よい、悪いを吟味することは必ずしも悪いことではなかろうが、それが至上命題となると現実から大きく乖離した議論をしてしまう危険性に注意を払う必要があるだろう。本書はそうした単純なことに気づかせてくれると同時に、日本の朝鮮統治に関する歴史的な流れを人々の声と共に追うことができる。学生にも一般の方にもお勧めの一冊である。

(第12回担当 | 中野涼子、南山大学社会倫理研究所研究員。国際関係論、日本近代思想史)